

秋穂町広報

秋穂町役場発行

特輯号

七月八日は町議会議員 一般選挙の投票日

現在の町議会議員の方々は、この七月十一日で四年間の任期が満了いたします。

そこで選挙管理委員会では

選挙期日(投票日)七月八日

投票時間 午前七時から午後六時まで

投票所 第一投票区投票所 大海漁業協同組合二階

第二投票区投票所 大海小学校講堂

第三投票区投票所 秋穂町公民館講堂

第四投票区投票所 秋穂小学校講堂

と皆さんの尊い一票を投票して頂くことに決めました。選挙会(開票)は次のとおりで、中間得票の発表は、会場内発表とともに有線放送でもお知らせする予定です。

日時 七月八日 午後七時三十分から
場所 秋穂町公民館講堂

選挙権は!!

さあ、投票を!と思われなくても選挙人名簿に登録されておられません

と選挙の投票をする権利がありません。そのために基本選挙人名簿(昭和34年9月15日現在で調整)に登録されていない人や、それ以後年齢要件(満20才に達した人)住所要件(秋穂町に引き続き3ヶ月以上居住している人)の具備した方たちのために、補充選挙人名簿を調整することになっています。ですから、基本選挙人名簿にのっていないと思われる方は、選挙管理委員会事務局で基本選挙人名簿を御覧になった上、年齢要件や住所要件を揃えられるようになった方も、後に記します期間に登録申請書(選挙事務局にあります)をお出しにならないと選挙権がありません。

選挙権のない人

いくら基本選挙人名簿に登録されていたからといっても

次のような場合は、秋穂町の選挙については選挙権はありません(この場合名簿に付箋整理しています。)

- 選挙の投票日まで他の市町村へ転出した者
 - 例①結婚のため他市町村へ出た人
 - ②就職などで他市町村へ居住している人
 - ③住民登録は、本町にのこついても、本人が他市町村へ居住している人

補充選挙人名簿の申請期間!!

では、該当される方は、名簿の調製について次のように決められていますので期間内に必ず申請されることです。

申請期間 六月二十五日

調製期間 六月二十六日から六月二十九日まで

有無を選挙管理委員会審査の上名簿を作成する(七月五日)

縦覧及び異議申立期間 七月一日から七月三日まで(補充名簿にのつておるかどうか確認、万一のつていない場合や字の間違つている時は、理由や訂正の申立をこの期間)

異議申立決定期間 七月五日

確定期日 七月六日

こういふわけですから、補充選挙人名簿に登録された方の入場券(上部に赤色を付す)は七月七日でないとお手許に届きませんので御承知おき下さい。

補充選挙人名簿の登録申請をされる方の関係事項を詳しく記します。

◎昭和三十五年六月二十五日までに満二十年以上になる者(昭和十五年六月二十六日までに生れた者)で、昭和三十五年三月二十六日以前より引き続き秋穂町の区域内に住所を有する者(昭和三十五年六月二十五日で満三ヶ月以上居住する者)

選挙当日不在の方は

選挙権の行使を全からしめるために、不在者投票の制度があります。しかし、次のような止むを得ない事由のあることが認められる場合に限り投票できるわけですから、それぞれその事由に対する証明書が必要です。

不在者投票の事由

◎秋穂町外で職務又は業務に従事して投票時間中に投票できない場合

◎療養、遊覧、神社参拝等は認められません。

◎好天なら、選挙当日午前五時頃から午後九時頃まで出漁する場合

◎選挙当日、疾病、妊婦、産褥などで著しく歩行が困難と認められる場合

不在者投票時間 午前八時三十分から午後五時まで

不在者投票場所 町選挙管理委員会事務局

不在者投票申請書 町選挙管理委員会事務局

不在者投票用紙 町選挙管理委員会事務局

不在者投票用紙の請求が

あり、病院で投票して院長が投票用紙を郵送して下さること

になつております。

しかし、病院とは国の選挙局から指定された病院です

から、該当される御家族の方は必ず選挙にお問合せ下さい。

代理投票

身体の故障や目が見えなかつたり、字の書けない方でも、投票所で、「代理投票がしたい」旨をお申出になれば、投票所の事務職員がそれぞれ投票の出来るよう手続をします。



町民税の税率が引下げになりました

町税負担の軽減をはかる意味から昭和35年度の町民税より税率を次のように引下げることに決まりました。

課税標準	現行税率	改正税率	課税標準	現行税率	改正税率
1万円	3.60	3.10	21	11,000	10,400
2	7.40	6.20	21	11,760	11,100
3	1,140	990	22	12,540	11,880
4	1,560	1,360	23	13,340	12,650
5	2,000	1,750	24	14,160	13,440
6	2,460	2,220	25	15,000	14,250
7	2,940	2,660	25	15,860	14,820
8	3,440	3,120	27	16,470	15,660
9	3,960	3,600	28	17,360	16,240
10	4,500	4,100	23	17,990	17,110
11	5,050	4,620	30	18,900	17,700
12	5,640	5,160	31	19,530	18,600
13	6,240	5,720	32	20,480	19,200
14	6,860	6,300	33	21,120	20,130
15	7,500	6,900	34	22,100	20,740
16	8,160	7,520	35	23,100	21,700
17	8,840	8,160	36	23,760	22,320
18	9,540	8,820	37	24,790	23,310
19	10,260	9,500	38	25,840	24,320

納税は日かげ月かげ心かげ

この表をこらになつておわかりのこと存じますが、低所得者には大幅な引下げを行つてい

有権者数 (昭和34年12月20日確定 基本選挙人名簿)

部落名	男	女	計	部落名	男	女	計
大河内北	119	133	252	海岸通	48	48	96
大河内南	122	124	246	東木町	70	81	151
天神町	118	120	238	上本町	47	59	106
浜中	95	106	201	本町	67	81	150
北条	93	111	204	武園町	126	143	268
中条	118	117	237	金山今	81	82	163
井南	71	76	146	西青江	30	47	77
浜内	135	146	281	先青江	75	80	155
小浜	60	55	115	下村	124	160	284
赤崎	66	80	146	中野	147	120	317
日地	152	166	318	東天田	75	108	187
中道	85	68	153	西天田	105	127	232
養老院	38	30	68	宮ノ旦	81	96	177
芝香南	79	83	162	黒島北	119	116	235
芝香北	60	70	130	黒島南	163	182	345
中津江	92	96	188				
屋戸	102	104	206				
加茂	66	59	125	合計	3,029	3,325	6,354

国民年金制度（拠出制）のあらまし

一、誰もが幸せな老後を送るために

戦後平均寿命が非常に長くなり、老人が急増してきました。この割でいくと、僅か五十年前には総人口の三分の一は老人が占めることになりました。現在のところでは、若い人十一人で一人の老人を養えば済みますが、五十年先では若い人三人で一人の老人を養わなければならないこととなります。これからの老人は昔のように若い人に頼りきれない状態にありますから、老人になつたときのことを今から是非考えておかなければなりません。会社や官庁などの職場にある人には年金制度があつて老後の生活も安心できますが、一般の農、漁民や、自営業の方々には年金制度がないので、老後の生活は非常に不安です。そこでこのたび国民の誰もが幸せな老後の生活を送ることができるよう、今まで年金のもらえなかつた人達を対象として社会的相互扶助の精神に基く国民年金制度が生れたわけです。

二、この年金の仕組み

1 国民は誰もが加入する。

二十才から、四十九才までの人は必ず加入しなければならぬことになっています。しかし公の年金制度、例えば厚生年金、恩給、共済組合などの年金制度にすでに加入している人や、この制度の年金をもらつている人は国民年金に入れないことになっています。だがこの公の年金制度に加入している人などの配偶者や、五十才から五十五才までの人はその人の希望で加入することができますので、すんで加入してお互いに安心して老後の生活ができるようにしましょう。

2 掛金は二十才から三十四才まで月一〇〇円、三十五才から月一五〇円です。

3 掛金の免除もあります。月一〇〇円、一五〇円の掛金をかけることができない人は町役場に申出て認定によつて免除されます。

4 一年分だとか十年分あるいは六十才になるまでの全期間分を前もつて納めることもできます。この場合は掛金が割引かれます。

5 国も掛金を出します。国も一〇〇円又は一五〇円の掛金の半分を出します。

三、六十五才で年金がもらえる

最低十年以上掛金をかけておれば、六十五才から老齢年金がもらえます。年金の額は、保険料を納めた期間に応じて最低一、二〇〇円から最高四、二〇〇円までです。（表を参考にして下さい）

四、六十五才までに事故があつたら

1 片手又は片足を失つた程度以上の人は、最低三年以上掛金を掛けていれば障害年金がもらえます。年金額は掛金に応じて最低二四、〇〇〇円から最高四二、〇〇〇円までです。両手両足を失つたような人にはこれに六、〇〇〇円が加えられます。

2 最低三年以上掛金をかけた妻が夫と死別して十八才未満の子供を養つているときは母子年金がもらえます。年金額は妻が掛けた掛金に応じて最低一九、二〇〇円から最高二五、八〇〇円までです。子供が二人以上ある場合は、二番目の子供から一人につき年四、八〇〇円が加えられます。

3 最低三年以上掛金をかけた父や母に死別した子は遺児年金がもらえます。年金額は父や母がかけた掛金に応じて七、二〇〇円から一〇、五〇〇円までです。子が二人以上ですと二番目の子から一人について四、八〇〇円が加えられます。

4 十年以上結婚生活を続けた妻が、老齢年金をもらうに必要な掛金をかけた六十五才未満の夫と死別したときに、六十才から六十五才まで寡婦年金がもらえます。年金の額は老齢年金の半分です。

五、生活の安定は国民年金から

国民年金制度はこれまでの年金制度の中でもっとも進んだ制度であり、誰もが加入しなければならぬことになっています。インフレや生活水準の上昇した場合などには、そのときの物価に応じて年金の額をひきあげることを法律で約束していますから安心してかけられます。

また、会社や官庁などの職場にある人がもらつている年金は早くても十七年、普通二十年掛金をかけないともらえませんが国民年金では、早い人は十年間掛金をかければもらえます。その上掛金がかけられない人も免除のしくみがありますから、ほとんどの人が年金をもらえることとなります。

このように誰もが年金をもらえるような仕組みで、ひとりひとりの生活の安定を守つてくれます。

この年金は、来年の四月一日から始まりますが、加入の届出は本年十月一日より町役場で受付を始めます。是非はやくに届出をして下さい。

お 願 い

この七月に、国民年金に加入する人についての世帯調査があります。皆さんの御協力をお願いいたします。なお、この年金について不明な点がありましたら町役場住民課へお問合せ下さい。

(表) 老齢年金金額

年 金 額	10年以上	11年未満
12,000円	1.1	1.2
12,600	1.1	1.3
13,200	1.2	1.4
13,800	1.2	1.5
14,400	1.3	1.6
15,000	1.3	1.7
15,600	1.4	1.8
16,200	1.4	1.9
16,800	1.5	2.0
17,400	1.5	2.1
18,000	1.6	2.2
18,600	1.6	2.3
19,200	1.7	2.4
19,800	1.7	2.5
20,400	1.8	2.6
21,000	1.8	2.7
21,600	1.9	2.8
22,200	1.9	2.9
22,800	2.0	3.0
23,400	2.0	3.1
24,000	2.1	3.2
24,600	2.1	3.3
25,200	2.2	3.4
25,800	2.2	3.5
26,400	2.3	3.6
27,000	2.3	3.7
27,600	2.4	3.8
28,200	2.4	3.9
28,800	2.5	4.0
29,400	2.5	
30,000	2.6	
30,600	2.6	
31,200	2.7	
31,800	2.7	
32,400	2.8	
33,000	2.8	
33,600	2.9	
34,200	2.9	
34,800	3.0	
35,400	3.0	
36,000	3.1	
36,600	3.1	
37,200	3.2	
37,800	3.2	
38,400	3.3	
39,000	3.3	
39,600	3.4	
40,200	3.4	
40,800	3.5	
41,400	3.5	
42,000	3.6	

6月には町民税第1期分の納期です。納期限までに完納いたしましょう。

前納納税金

第1期分と同時に2・3・4期分を前納されますと年税額千円について33円の報奨金をすぐ窓口で交付いたします。

※印鑑をお忘れなく持参して下さい。

農業委員一般選挙の期日が決まりました

この七月十九日に任期満了となります秋穂町農業委員一般選挙の期日が次のように決まりました。

- 七月八日 立候補(推薦)届出受理開始
- 七月十一日 立候補(推薦)届出期間
- 七月十五日 投票日 投票時間午前七時より午後六時まで

投票所 第一投票区投票所 秋穂町公民館第一分館講堂
 第二投票区投票所 秋穂町公民館第二分館講堂
 第三投票区投票所 秋穂町公民館第三分館講堂
 選挙権及び被選挙権 昭和三十三年三月五日確定の名簿によるので補充申請はありません。

特にこの選挙において異なることは、農委法第八条にいう配偶者について内縁関係のものは、選挙権も被選挙権もないことになっています。ただし、内縁の親族はありません。

国民健康保険税はこの6月より第1期分が始まります

国保事業は、特別会計という小さい財政の枠内で運営せねばなりません。1人でも滞納されるとそれだけ財政運営にひびがはいることとなります。婦人会の方が集金にまいられましたらぜひ納税に御協力下さい。

チリ地震津波被災者救済の義捐金品の御協力をお願い致します。次の方のように金品が集まりました。直ちに義捐品は被災県(宮城、岩手、北海道)へ発送、義捐金を日赤山口県支部へ委託いたしました。謹んで町民皆様の御協力を感謝すると共に御報告いたします。

義捐金 四〇、九三六円
 衣類 四二〇点
 主食類 二〇〇kg
 生活用品 一五六点
 その他 五五